

鳥取県との「(知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための事業の  
連携に関する協定に基づく事業実施に係る) 取決め」の締結について

標記取決めにつき、以下のとおり締結した。

《覚書》

〈有効期間〉

本取決め書締結の日から平成 23 (2011) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 22 (2010) 年 9 月 9 日

〈締結者〉

日本弁理士会中国支部長 香本 薫

日本弁理士会知的財産支援センター長 小林 保

鳥取県商工労働部長 山根 淳史

以上